

裁判長認印

第 1 1 回 弁 論 準 備 手 続 調 書

(平成 2 8 年 1 1 月 2 4 日 付 け 訴 え の 変 更 申 立

書 の 請 求 の 趣 旨 第 3 項 に つ き 認 諾)

事 件 の 表 示	平成 2 7 年 (行ウ) 第 7 0 0 号
期 日	令和元年 6 月 2 7 日 午 後 2 時 0 0 分
場 所 等	東京地方裁判所民事第 2 部 準 備 手 続 室
裁 判 長 裁 判 官	森 英 明
裁 判 官	小 川 弘 持
裁 判 官	三 貫 納 有 子
裁 判 所 書 記 官	山 下 京 子
出 頭 した 当 事 者 等	原告代表者 三木由希子
	原告代理人 近藤 卓史
	同 二関 辰郎
	同 秋山 淳
	同 牧田潤一朗
	同 小野 高広
	同 神谷 延治
	被告指定代理人 高洲 昌弘
	同 高橋 相憲
	同 寺尾 長
	同 鈴木 孝宏
	同 吉野 浩平
指 定 期 日	令和元年 7 月 2 4 日 午 後 2 時 0 0 分

当事者の陳述等

被告

本件請求中，平成28年11月24日付け訴えの変更申立書の請求の趣旨第3項に関する請求を認諾する。

第1 当事者の表示

東京都新宿区三栄町16-4 芝本マンション403号

原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

代表者理事 三木由希子

同訴訟代理人弁護士 近藤 卓史

同 二関 辰郎

同 秋山 淳

同 牧田潤一朗

同 小野 高広

同 神谷 延治

東京都千代田区霞が関1-1-1

被告 国

代表者法務大臣 山下 貴司

処分行政庁 外務大臣 河野太郎

同指定代理人 高洲 昌弘

同 高橋 相憲

同 寺尾 長

同 鈴木 孝宏

同 吉野 浩平

第2 請求の表示

1 請求の趣旨

被告は原告に対し，金110万円及び平成28年12月1日から支払い

済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 請求の原因

別紙「請求の原因」及び「訴えの変更の理由」記載のとおり
証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官 山 下 京 子

第2 請求の原因

1 行政文書全部不開示決定

- (1) 原告は、2015（平成27）年4月30日付け（同年5月1日受付）で、外務大臣に対し、情報公開法に基づき、下記文書の開示を請求した（以下「本件情報公開請求」という。甲1）。

記

「昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされた事実がわかるもの」（以下「請求文書①」という。）

「日米地位協定発効後に開催された第1回日米合同委員会議事録で、議事録が日米間の合意がない限り公表されないことが日米両政府間において明示的に合意された事実がわかるもの」（以下「請求文書②」という。）

- (2) 外務大臣（処分行政庁）は、前項の請求文書①及び②について全部不開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、2015（平成27）年6月30日付け「行政文書の開示請求に係る決定について（通知）」により、その旨原告に通知した（甲2）。

この通知によると、被告が不開示とした理由は、下記のとおりである。

記

ア 請求文書①について

「当省保有の行政文書を探索しましたが、対象となる行政文書は作成・取得していないため不開示（不存在）としました。」

イ 請求文書②について

「本件行政文書は、日米双方の合意がない限り公表されないことを前提に行われた日米地位協定の実施に関する日米間の協議の記録であり、本件協議の内容が記録された議事録を公にすることにより、日米間の信頼関係を損ない、今後、米側との間で忌憚のない協議や意見交換を行う

ことを阻害するおそれがあり、また、その結果、米軍施設・区域をめぐる諸問題に対する日米両政府の対処能力を低下させ、米軍の我が国での安定的駐留と円滑な活動を阻害するおそれがあるため、不開示としました。』

2 本件処分の違法性

(1) 請求文書について

ア 日米合同委員会は、「日本とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定」（昭和27年発効。以下「行政協定」という。）26条、及び「日本とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」（昭和35年条約第7号。以下「日米地位協定」という。）25条1に基づき、当該協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と米国政府との間の協議機関として設置されているものである。

そして、日米合同委員会では、意見交換や協議の内容及びそれが記録された文書を、日米双方の合意がない限り公表しないことを日米間で合意しているとされている。その理由は、日米合同委員会では、忌憚のない協議や意見交換を行っており、これによって、米軍をめぐる諸問題に日米両政府が迅速かつ効果的に対応することが可能となっているからであると説明されている（甲3）。

イ 本件情報公開請求では、日米合同委員会においてそのような合意がなされていることを客観的に示す資料として、請求文書①及び②の開示を請求した。

(2) 請求文書②に関する本件処分について

請求文書②を不開示とする理由は情報公開法5条3号を根拠とするものである。しかし、以下のとおり、請求文書②に関する本件処分は情報公開法5条3号の解釈及び適用を誤ったものであるから、違法である。

請求文書②に対応する行政文書は、日米地位協定発効後の第1回日米合同委員会の議事録であり、1960年に作成されたものと考えられる。そして、この議事録によって、日米合同委員会の議事録等が、日米双方が公表に合意しない限り公開されないという事実は、上記答申でも言及されているとおり、すでに広く知られている。

また、「議事録が日米間の合意がない限り公表されない」とする合意内容は、会議の運営に関する事項にすぎず、日米地位協定の実施や運用に関する米軍施設や区域をめぐる諸問題に直接関係するものではない。

したがって、「議事録が日米間の合意がない限り公表されない」とする合意内容を公にすることによって、「日米間の信頼関係を損なうとか、「今後、米側との間で忌憚のない協議や意見交換を行うことを阻害するおそれがある」とはいえない。

以上より、情報公開法5条3号の不開示事由に該当するものではなく、請求文書②に関する本件処分は違法である。

訴えの変更の理由

1 請求文書②について

外務大臣は、請求文書①及び②について全部不開示とした平成27年6月30日付決定（本件決定）のうち、請求文書②に係る部分を変更して開示とし、平成28年10月14日付「行政文書の開示請求に係る決定の変更について（通知）」により（乙15、以下「本件変更処分」という）、原告に通知し、請求文書②が開示された。

外務大臣が請求文書②を不開示とした理由は情報公開法5条3号を根拠とするものであったところ、同処分が違法であることは、訴状、原告の準備書面（1）、同準備書面（2）においてすでに述べたとおりである。

外務大臣は、本件処分においては請求文書②が法5条3号に該当するとしていたが、本件変更処分において開示しており、法第5条3号該当性がないことは明らかである。

外務大臣は、請求文書②が法5条3号の文書に該当しないにもかかわらず、職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と3号の解釈を誤って不開示としたものであり、請求文書②についての不開示処分が違法であり、同外務大臣に過失があったことは明らかである。

2 損害について

原告は、上記の請求文書②についての違法な不開示処分により、取消訴訟を提起せざるを得ず、また理由なく文書の開示請求を妨げられたものであり、これによって生じた原告の無形の損害は金銭に換算すると100万円を下らない。また、同損害賠償請求のための弁護士費用は金10万円を下らない。

したがって、原告の損害合計額は金110万円を下ることはない。

これは正本である。

令和元年 7 月 3 日

東京地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 山下 京子

